

令和5年
(2023)
栃木県
実施要綱

春の交通安全 県民総ぐるみ運動



実施期間 令和5(2023)年5月11日(木)から5月20日(土)

交通安全
スローガン

高めよう! とちぎの交通マナー
マナーアップ! あなたが主役です



優秀賞作品
栃木県立足利工業高等学校 青木 菜々子 さん



最優秀賞作品
宇都宮文星女子高等学校 阿久津 寧々 さん

令和四年度
交通事故防止に関する
ポスターコンクール



- 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- 2 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上
- 3 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



- 5月12日(金) 「飲酒運転根絶」強化の日
5月15日(月) 「子供や高齢者に優しい3S運動」推進強化の日
5月18日(木) 自転車の安全で適正な利用強化の日
5月20日(土) 交通事故死ゼロを目指す日(全国統一)

主唱 栃木県・栃木県交通安全対策協議会

「運動の重点」

① 子供を始めとする歩行者の安全の確保

- 歩行者は、横断歩道でも走行車両がないことを確認し、運転者に対して横断する意思を明確に伝えるなど自らの安全を守るための交通行動を実践しましょう。
- 歩行者も、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従うことなどの交通ルールを守りましょう。
- 子供や高齢者を交通事故から守るため、歩道や通学路等で保護誘導活動を行いましょう。
- 夜間、薄暮時間帯は反射材を積極的に活用し、自らの安全を守りましょう。
- 加齢に伴って生じる身体機能の変化を理解しましょう。(認知機能の低下、反射神経の鈍化、筋力の衰え等)

② 横断歩行者事故等の防止と安全運転意識の向上

「子供や高齢者に優しい3S(スリーエス)運動」の推進

S E E(見る) ➡ 前をよく見て、子供や高齢者をいち早く発見する

SLOW(減速する) ➡ 子供や高齢者を見たら減速する

STOP(停止する) ➡ 危険を感じたらすぐに停止する

横断歩道は歩行者優先です。運転者には横断歩道の直前で停止可能な速度で進行する義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

**もっと止まれる栃木県
～横断歩道は、歩行者優先～**

飲酒運転の根絶・妨害運転等の防止

- 「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境」をつくりましょう。
- 酒類を提供するお店の方へのお願い。
 - ◎ お客さまが、車で来店したかどうかをご確認ください。
 - ◎ 車を運転するお客さまには絶対に酒類を提供しないでください。
 - ◎ お客さまが運転代行等を依頼して帰る時は、その確認ができるまで車のキーをお預かりください。
- 二日酔い等による飲酒運転も違反です。前日のアルコールが翌日も残っている可能性がありますので、アルコールチェッカー等を活用しましょう。
- 妨害運転(いわゆる「あおり運転」)の悪質性・危険性を認識し、急ブレーキ、割込み等の妨害運転は絶対にやめましょう。～ 「優しさ」と「思いやり」のある運転を ～



「令和4年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」 入選作品
県立足利工業高等学校 相澤 柚花 さん

③自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

栃木県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

○自転車事故の防止や被害者の保護を図るため、県及び自転車利用者の責務や県民・事業者等の役割、ヘルメットの着用、自転車保険への加入義務化等を規定しています。(令和4年4月1日施行)

- ・自転車保険加入の義務化!!
- ・ヘルメットの着用、自転車の点検整備 努力義務

詳しくは県HPをご確認ください⇒



改正道路交通法(令和5年4月1日施行)

ヘルメット着用努力義務(同乗者も含めて自転車を利用する全ての人を対象)

栃木県自転車条例と一緒に、道路交通法でも努力義務になったまるね～
大人も子供もみんな、自転車に乗る時はヘルメットをかぶるまるね～



「自転車安全利用五則」を守りましょう


(令和4年11月1日交通対策本部決定)

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



「令和4年度 交通事故防止に関するポスターコンクール」優秀賞作品
宇都宮海星女子学院高等学校 楠田 りのんさん

※例外として、普通自転車が歩道を通行できる場合

- 標識や標示によって歩道を通行することができることとされている場合 
- 運転者が下記の場合
・13歳未満の子供
・70歳以上の高齢者
・その他車道通行に支障がある方
- 車道又は交通の状況からやむを得ない場合
・道路工事等で通行が困難なとき
・交通量が多く、車道の幅が狭いなど、危険があるとき

飲酒運転



二人乗り



並進



夜間は
ライトを点灯



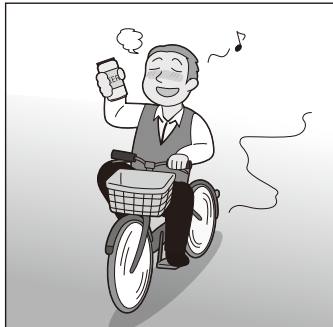
信号を守る



交差点での
一時停止と
安全確認

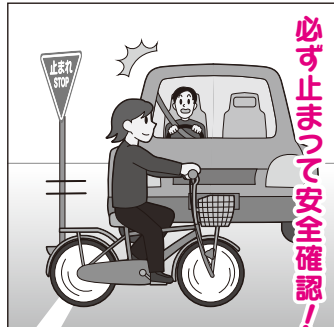


自転車の主なルール違反と罰則



1 酒酔い運転

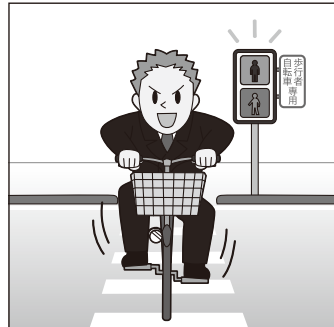
罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金



2 一時不停止

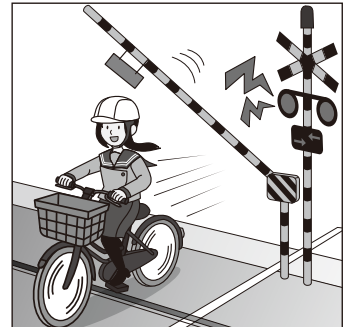
罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

必ず止まって安全確認!



3 信号無視

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



4 しゃ断踏切立入り

罰則 3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金



5 携帯電話使用

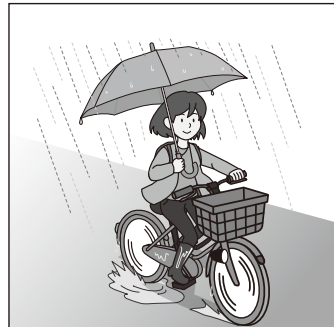
罰則 5万円以下の罰金



6 イヤホン使用

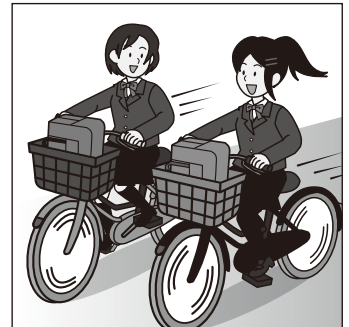
罰則 5万円以下の罰金

※周囲の音が聞こえない状態で運転してはいけません。



7 傘さし

罰則 5万円以下の罰金



8 並進

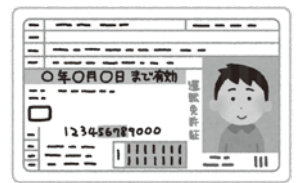
罰則 2万円以下の罰金
又は科料

運転免許証自主返納者等への支援事業

運転免許証を自主返納された方を対象に、県内各市町や企業・団体等で、**外出支援や優遇サービス**を実施しています。

・公共交通機関の運賃割引 など

詳しくは各市町等へお問合せいただくか、栃木県のホームページをご覧ください。



栃木県 免許返納 検索

栃木県交通安全基金への寄附をお願いします

参加・体験・実践型の交通安全教育の実施など、交通事故のない安全安心な「とちぎ」をつくるために活用されます。

詳しくは栃木県交通安全基金のホームページをご覧ください。

栃木県 交通安全基金 検索